解散公告（第一回）

当法人は、平成二十九年九月三十日開催の責任役員会の決議並びに富山県知事の認証により平成三十年二月二十二日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年三月十三日

富山県射水市八幡町二丁目三番二二号

宗教法人地蔵院

清算人　田村　玲香

解散公告（第一回）

当土地改良区は、平成三十年二月十三日兵庫県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年三月十三日

兵庫県姫路市飾東町山崎四六八番地

山崎土地改良区

代表清算人　永濵　昭

解散公告（第二回）

当組合は、昭和四十六年四月十五日茨城県知事の解散命令により解散しましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成三十年三月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年三月十三日

茨城県高萩市大字上手綱二八七〇番地の二

關口牧野農業協同組合

清算人　神長　光一

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十九年六月三十日開催の社員総会の決議並びに栃木県知事の認可により、平成三十年一月十五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成三十年三月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年三月十三日

栃木県宇都宮市陽東八丁目九番三九号

医療法人山口産婦人科医院

清算人　山口　順

解散公告（第二回）

当法人は、平成三十年二月六日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年三月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年三月十三日

岐阜県山県市富永二三〇番地

寶林寺

清算人　横山　啓二

公益信託アドラ国際援助基金第二十五期決算公告

一、事業概要

認定ＮＰＯ法人アジア車いす交流センター他二団体に、総額九三万円（日本円換算）の給付を行った。

二、財産目録（平成二十九年十二月三十一日現在）

資産合計　七七、五〇七、二九五円

負債合計　〇円

正味信託財産　七七、五〇七、二九五円

平成三十年三月十三日

東京都中央区八重洲一丁目二番一号

公益信託アドラ国際援助基金

受託者　みずほ信託銀行株式会社

公益信託大阪市平野区川辺コミュニティ基金第二十四期決算公告

一、事業概要

コミュニティ活動助成事業及び地区会館管理運営助成事業に対し総額一、〇四七万円を助成金として給付した。

二、財産目録（平成二十九年十二月三十一日現在）

資産合計　三二三、八七九、六四二円

負債合計　〇円

正味信託財産　三二三、八七九、六四二円

平成三十年三月十三日

東京都中央区八重洲一丁目一番一号

東京都中央区八重洲一丁目二番一号

公益信託大阪市平野区川辺コミュニティ基金

受託者　みずほ信託銀行株式会社

公益信託遠藤記念三多摩自然環境保全基金第三十六期決算公告

一、事業概要

今期は八団体に対し合計二十二万五千円の助成金を給付した。

二、財産目録（平成二十九年十二月三十一日現在）

資産合計　五、八一五、八〇五円

負債合計　〇円

正味信託財産　五、八一五、八〇五円

平成三十年三月十三日

東京都中央区八重洲一丁目二番一号

公益信託遠藤記念三多摩自然環境保全基金

受託者　みずほ信託銀行株式会社

配当公告

山口県周南市野村三丁目一番二四号

破産者　株式会社ナイン

右の者に対する山口地方裁判所周南支部平成二十六年（フ）第五六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金一、四六〇、五〇六、四〇四円

一、配当をすることができる金額

金四、〇五四、五九〇円

平成三十年三月十三日

山口県周南市梅園町三―五―二　中村友次郎法律事務所　破産管財人　中村友次郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県蕨市南町三丁目一二番地一、最後の住所埼玉県比企郡吉見町大字久保田一四八九番地三ふるさとホーム吉見

被相続人　亡　里見　洋

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月十三日

埼玉県熊谷市筑波一丁目五六番地一ワンチスクエアビル一階　竹中法律事務所

相続財産管理人　弁護士　竹中　宏明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市南区澄川二条五丁目二番、最後の住所埼玉県鴻巣市東四丁目二番三五―六〇二号ガーデンストリーム鴻巣五番館

被相続人　亡　中野　一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月十三日

埼玉県さいたま市浦和区高砂二―一―一六浦和大熊ビル四階海老原法律事務所

相続財産管理人　弁護士　海老原夕美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県木更津市江川三五九番地一一、最後の住所千葉県木更津市清見台南二丁目二番一五号

被相続人　亡　上屋　昭彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月十三日

事務所千葉県木更津市新田一丁目七番一四号浜名法律事務所

相続財産管理人　弁護士　浜名　泰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県野田市親野井一六二番地四五、最後の住所千葉県四街道市上野一九九番地（永幸苑）

被相続人　亡　守原　文男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月十三日

千葉県松戸市松戸一三三六番地　東風園ビル六階　誠法律事務所

相続財産管理人　弁護士　髙品　惠子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県習志野市花咲二丁目四四三七番地八、最後の住所千葉県佐倉市上志津一七一八番地一志津グリーンハイツ二棟一〇三号

被相続人　亡　小野寺　徹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月十三日

事務所千葉県千葉市中央区中央三丁目一〇番四号マーキュリー千葉九階　みどり総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　横井　快太